

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第3号

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和元年美浜町規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第14条の2 〔略〕 2・3 〔略〕 〔略〕 4 成績率は、職員の人事評価の結果に基づき、職員が各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5</u>超 (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の103.5</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の103.5</u>未満	(勤勉手当) 第14条の2 〔略〕 2・3 〔略〕 〔略〕 4 成績率は、職員の人事評価の結果に基づき、職員が各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の101</u>超 (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の101</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の101</u>未満

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。